

# 「木造住宅の耐震化」補助制度のご案内

対象は「昭和56年5月以前」(旧耐震基準)に着工された**2階建て以下の木造住宅**です。



耐震化は、以下のStep1～Step3までの3つの流れですおすすめ。  
それぞれ補助制度がありますので、耐震診断からはじめてみましょう!  
まずは、下記担当課までお気軽にご相談ください。

## Step 1

### 耐震診断

耐震性能を知る

県に登録されている診断員がお宅に訪問し、お住まいの耐震性を診断します。

原則、所有者負担は **10,000円** 注1



## Step 2

耐震の補強計画をする

### 補強計画 又は 部分補強計画

診断員が再度お宅に訪問し、耐震診断の結果をもとにお住まいの耐震補強の計画を行います。

原則、所有者負担は **10,000円** 注1

## Step 3

耐震改修工事を行う

### 全体耐震改修

### 部分耐震改修

### 耐震シェルター

### 防災ベッド

地震に対して安全性を高める工事に対し工事費の一部を補助します。

補助額は最高で **80万円** 注2

補助額は最高で **40万円** 注3

補助額は最高で **20万円** 注4

補助額は最高で **10万円** 注5

注1 家の形が複雑、床面積が200㎡を超えるなどの場合、上記金額と異なります。

注2 工事費の50%かつ80万円が上限となります。

注3 工事費の50%かつ40万円が上限となります。

注4 工事費の50%かつ20万円が上限となります。

注5 工事費の50%かつ10万円が上限となります。

※本事業は 所定の予算額に達した時点で終了とさせていただきます。



下記担当課まで、お気軽にご相談ください。

●お問い合わせ● 笠岡市建設部都市計画課 ☎ 0865-69-2141